

医療法施行令等の一部を改正する政令（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第六条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。